

議案第 76 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

第 2 条 あきる野市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。